

グリーン調達・調査対象化学物質リスト

2025年7月7日現在

○：対象

No.	法規制名称	対象物質	禁止物質	管理対象物質
1	化審法	第一種特定化学物質	○	
2	労働安全衛生法	製造等禁止物質	○	
3	オゾン層保護法	特定物質	○	
4	放射性同位元素等規制法	放射性物質	○	
5	ストックホルム条約	廃絶対象物質	○	
6	RoHS指令	特定有害物質		○
7	REACH規則	制限物質（附属書XVII）		○
8	REACH規則	SVHC（附属書 XIV）		○
9	フロン排出抑制法	フロン類		○
10	米国・有害化学物質管理法（TSCA）	有害物質		○
11	その他	エスベックが指定する化学物質		○

禁止物質：弊社への納入部材において、使用を禁止する物質が明記された基準・規則

管理対象物質：弊社への納入部材において、使用方法及び含有量の把握が必要となる物質が明記された基準・規則

禁止物質

No.	物質名（IUPAC）もしくは官報記載名称	CAS番号	関連する主な規制内容
1	ポリ塩化ビフェニル		化審法（第一種特定化学物質）
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	2050-69-3、2198-75-6、1825-31-6、1825-30-5他	
3	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	
4	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナナフタレン (別名アルドリン)	309-00-2	
5	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナナフタレン (別名ディルドリン)	60-57-1	
6	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタナナフタレン (別名エンドリン)	72-20-8	
7	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	50-29-3	
8	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル)		
9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (別名TBTO)	56-35-9	
10	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又は、N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		
11	2,4,6-トリ-タシャリ-ブチルフェノール	732-26-3	
12	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン (別名トキサフェン)	8001-35-2	
13	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (別名マイレックス)	2385-85-5	
14	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール 又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	
15	ヘキサクロロブター-1,3-ジエン	87-68-3	
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾル-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	1763-23-1、2795-39-3、4021-47-0、29457-72-5、29081-56-9、70225-14-8、56773-42-3、251099-16-8	
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (別名PFOSF)	307-35-7	
19	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
20	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	
21	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	
22	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	58-89-9	
23	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン (別名クロルデコン)	143-50-0	
24	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	
25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン) (別名テトラブロモジフェニルエーテル)	40088-47-9	
26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	32534-81-9	
27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	68631-49-2 207122-15-4	
28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	446255-22-7 207122-16-5	
29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	
30	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4、3194-55-6、4736-49-6他	
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	87-86-5、131-52-2、27735-64-4他	
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	18993-26-5、36312-81-9、63981-28-2他	

33	1・1′-オキシビス(2・3・4・5・6-ペンタプロモベンゼン) (別名デカプロモジフェニルエーテル)	1163-19-5	
34	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA。以下「PFOA」という。)若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。)又はこれらの塩		
35	ペルフルオロオクタン酸関連物質(次に掲げる化学物質をいう。) イ：ペルフルオロオクチル=ヨージド、PFOI ロ：ペルフルオロオクチルエタノール(8:2FTOH) ハ：イ及びロのほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が七のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの		
36	ペルフルオロ(ヘキサ-1-スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩		
37	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾル-2-イル)-4,6-ジータシャリーベンチルフェル(別名UV-328)		
38	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(メキシフェニル)エタン(別名メキシクロル)		
39	1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-テトラクロロ-1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒドロ-1,4:7,10-ジメタノジベンゾ[a・e][八]アンズレン(別名デクロランプラス)		
40	黄りんマツチ	12185-10-3	労働安全衛生法 (製造等禁止物質)
41	ベンジジン及びその塩(重量の1%を超えて含有)	92-87-5(ベンジジン)	
42	4-アミノジフェニル及びその塩(重量の1%を超えて含有)	92-67-1(4-アミノジフェニル)	
43	アスベスト類、石綿(重量の0.1%を超えて含有)	1332-21-4, 12001-28-4, 12001-29-5, 12172-73-5, 77536-66-4, 77536-67-5, 77536-68-6	
44	4-ニトロジフェニル及びその塩(重量の1%を超えて含有)	92-93-3	
45	ビス(クロロメチル)エーテル(重量の1%を超えて含有)	542-88-1	
46	パーターナフチルアミン及びその塩(重量の1%を超えて含有)	91-59-8(パーターナフチルアミン)	
47	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤の5%を超えるもの	71-43-2(ベンゼン)	
48	オゾン層破壊物質(CFCs、HCFCs、HBCF、四塩化炭素等)	—	オゾン層保護法(特定物質)
49	放射性同位元素	—	放射性同位元素等規制法
50	クロルピリホス	2921-88-2	ストックホルム条約(廃絶対象物質)
51	長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質(炭素数9～21までのもの)	—	ストックホルム条約(廃絶対象物質)
52	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)(炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)	—	ストックホルム条約(廃絶対象物質)

管理対象物質

No.	物質名（IUPAC）もしくは官報記載名称	CAS番号	関連する主な規制内容
1	カドミウム／カドミウム化合物	カドミウム 7440-43-9	RoHS指令
2	六価クロム化合物	六価クロム 18540-29-9	RoHS指令
3	鉛及びその化合物	鉛 7439-92-1	RoHS指令
4	水銀及びその化合物	水銀 7439-97-6	RoHS指令
5	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	PBB 59536-65-1	RoHS指令
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	－	RoHS指令
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	117-81-7	RoHS指令
8	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	85-68-7	RoHS指令
9	フタル酸ジ-n-ブチル（DBP）	84-74-2	RoHS指令
10	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5	RoHS指令
11	REACH規則（附属書XⅦ 制限物質）	－	REACH規則
12	REACH規則（附属書XⅣ SVHC）	－	REACH規則
13	フロン類	－	フロン排出抑制法
14	リン酸トリス（イソプロピルフェニル）、 トリス(イソプロピルフェニル)ホスファート、 PIP(3:1)	68937-41-7, 26967-76-0	米国・有害化学物質管理法（TSCA）